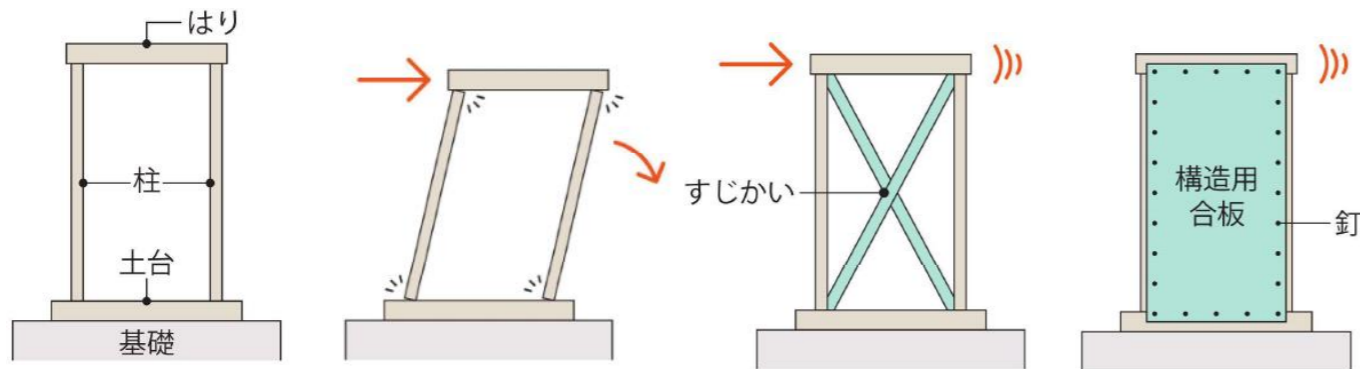


一般的な耐震改修工事

木造住宅で地震に抵抗する部分は壁です。一般的な耐震改修工事では、壁を強くする工事をします。壁を強くするためには、「すじかい」を入れたり、柱・はりに「構造用合板」を釘等で打ちつけます。



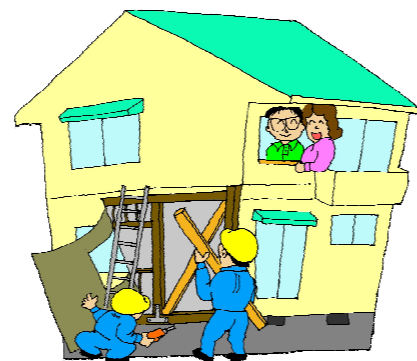
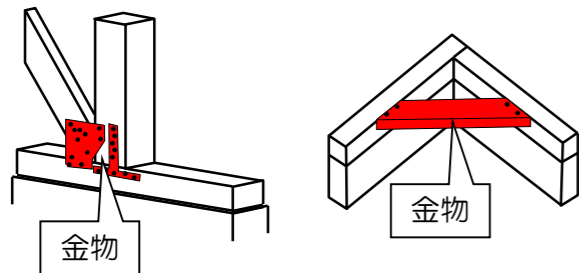
一般的な木造住宅では、基礎・土台の上に柱を立て、柱の頭をはりをつないでいます。

でも、柱とはりだけでは横からの力にほとんど抵抗できません。

そこで、すじかいを入れて端部を金物でしっかりと固定すれば、強い壁に生まれ変わります。

すじかいの代わりに構造用合板を釘で打ちつけても、すじかいと同様の効果があります。

柱が浮いたり外れたりしないよう、柱・はり・すじかい等の接合部を金物で補強します。



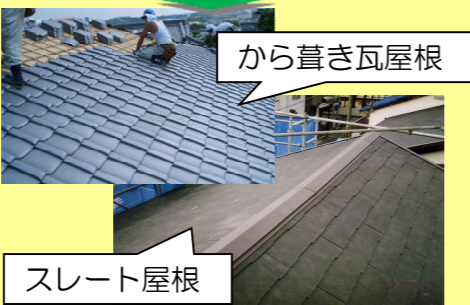
シェルター型工事

住宅が倒壊しても一部屋の安全性を確保し、命を守ることができます。



屋根軽量化工事

重い屋根を軽い屋根に変えるだけで、地震時の揺れを小さくすることができます。



防災ベッドの設置

就寝時に地震が来たとしても、身を守ることができます。



【お申し込み窓口・お問い合わせ先】

川西市役所 5階 住宅政策課 TEL: (072)740-1205(直通)

川西市住宅耐震改修促進事業

進めよう 住まいの耐震化

お申込みは
市役所まで

申請期間(令和6年度)
4/23(火)~12/20(金)
建替工事費補助の申請は
10/11(金)まで



昭和56年5月以前に着工された
住宅にお住まいの方へ

- 阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました
- 大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした
- いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

市ホームページ



川西市簡易耐震診断推進事業

耐震診断の結果 (木造戸建て住宅の場合)

「簡易耐震診断」の申し込み

川西市が**無料**で診断員を派遣します

評点 0.7 未満	評点 0.7以上 1.0未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

川西市住宅耐震改修促進事業

耐震診断の結果「危険」「やや危険」の場合は・・・

「住まいの耐震化」を検討してください

「次に何を検討したら良いのか」
簡易耐震診断を実施した
診断員がお答えします。

一人でも多くのおみなさまが耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。

住まいを建て替えた方は

住まいに住み続けたい方は

耐震改修工事をしたい

高額な耐震改修工事は困難

家全体をしっかり
改修したい

部分的な改修
をしたい

命だけは
守りたい

住宅建替補助

補助額 (上限)
100万円

住宅耐震化補助

補助額 (上限)
設計: 20万円
改修: 100万円

部分型耐震化補助

補助額 (上限)
50万円

防災ベッド等設置助成

補助額 (定額)
10万円

<共通事項>

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市内に対象となる住宅を所有する県民（マンションの場合は管理組合） ・所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の方（耐震改修計画策定費補助を除く） ・兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する方（建替工事費補助の場合は、新築住宅を対象とする） （防災ベッド等設置助成事業：兵庫県家財再建共済制度も含む）
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの（建替補助の場合は除却する住宅） （平成17年6月1日以後に増改築している場合を除く） ・違反建築物でないもの

① 耐震改修計画策定費補助 ※6

耐震改修工事を行うにあたり、設計（耐震改修の補強計画や工事額の算出）に要する費用への補助

対象住宅 （※1）	耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの <木造>評点1.0未満 <鉄骨造>Is値0.6未満 <(鉄骨)鉄筋コンクリート造>Is/Iso値1.0未満
対象費用	安全性を確保するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用
補助金額	戸建住宅：対象費用の2/3（上限額20万円） その他共同住宅※4：対象費用の2/3（上限額12万円/戸）※3 マンション※4：対象費用の2/3（上限額あり）※3、5

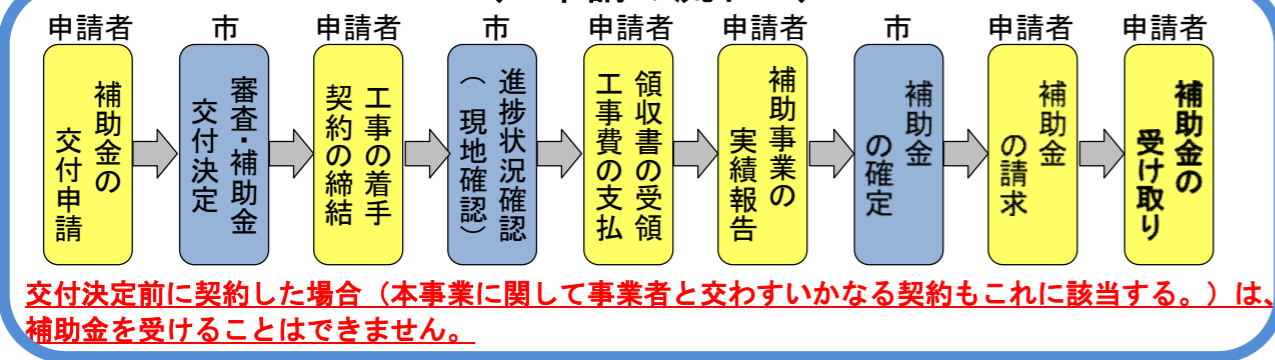


② 耐震改修工事費補助 ※6

地震に対する十分な安全性を確保する耐震改修工事に対する補助

対象住宅	※1に同じ
対象費用	耐震改修工事に要する費用（<木造>評点1.0以上、<鉄骨造>Is値0.6以上、<(鉄骨)鉄筋コンクリート造>Is/Iso値1.0以上）
補助金額	戸建住宅：対象費用の4/5（上限額100万円） その他共同住宅※4：対象費用の4/5（上限額40万円/戸）※3 マンション※4：対象費用の1/2（上限額あり）※3、5
住宅改修業者登録制度等 （※2）	補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること（ただし、マンションの場合を除く）。

◇ 申請の流れ ◇



※3 予算措置が必要となるため、実施予定年度の前年度の9月までにご相談ください。
 ※4 マンションとは、共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。その他共同住宅とは、長屋住宅を含み戸建住宅及びマンション以外の住宅をいう。
 ※5 補助の上限額が設定されていますので、詳しくはお問い合わせください。
 ※6 「兵庫県協力事業者グループ登録制度」に登録された事業者が計画策定と耐震改修を実施する場合、1回の申請で2つの補助制度が利用できる「耐震改修計画・工事費パッケージ型補助」を利用できます。詳しくはお問い合わせください。

③ 簡易耐震改修工事費補助

地震に対する一定の安全性を確保するために、耐震改修計画策定及び耐震改修工事等に対する補助

対象住宅	耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの <木造>評点0.7未満 <鉄骨造>Is値0.3未満
対象費用	耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費（<木造>評点0.7以上、<鉄骨造>Is値0.3以上）※工事費のみも可
補助金額	戸建住宅：対象経費の4/5（上限額50万円） （対象費用が50万円未満の工事は補助対象外） その他共同住宅※4：対象費用の4/5（上限額20万円/戸）※3 マンション※4：対象費用の1/2（上限額あり）※3、5
住宅改修業者登録制度	※2に同じ。

④ 屋根軽量化工事費補助

木造の住宅で非常に重い屋根（土葺瓦屋根）を軽量化する工事に対する補助

対象住宅	耐震診断の結果、<木造>評点0.7以上1.0未満 で安全性が低いと診断されたもの
対象費用	非常に重い（土葺瓦）屋根から重い屋根（浅瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）に軽量化する工事及び併せて実施する耐震改修工事に要する費用
補助金額	戸建住宅：定額50万円（対象費用が50万円未満の工事は補助対象外） その他共同住宅、マンション※4：対象費用の1/2（上限額20万円/戸）※3 マンション※4：対象費用の1/2（上限額あり）※3、5
住宅改修業者登録制度	※2に同じ。

⑤ シェルター型工事費補助

家屋が倒壊しても一部屋の空間を確保する「耐震シェルター」の設置工事に対する補助

対象住宅	※1に同じ
対象費用	耐震シェルター設置に要する費用（居住の用に供する部分に係る経費に限る）
補助金額	対象費用10～50万円未満：10万円/戸（対象費用が10万円以下/戸の場合は対象外） 対象費用50万円以上：50万円/戸
住宅改修業者登録制度	※2に同じ。

⑥ 建替工事費補助（戸建）※その他共同住宅、マンションについては、別途お問い合わせください

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅の建替え工事に対する補助

対象者	以下のすべてを満たす県民 ・除却する戸建住宅に居住している、所有者又はその2親等以内の親族 ・新築する戸建住宅の所有者、かつ、居住する者
対象住宅	除却 ・耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ※1に同じ 新築 ・建築物エネルギー消費性能基準に適合するもの
対象費用	住宅の建替えに要する費用（除却のみ又は建築のみの場合は補助対象外）
補助金額	戸建住宅：対象費用の4/5（上限額100万円） （対象費用が100万円未満の工事は補助対象外）

⑦ 防災ベッド等設置助成

家屋が倒壊しても安全な空間を確保する「防災ベッド」の設置費用に対する助成

対象住宅	※1に同じ
対象費用	防災ベッド設置に要する費用（指定するものに限る）
補助金額	定額10万円/台（対象費用が10万円未満の場合は補助対象外）